

## 集団的自衛権行使を考える

### 『プリンシプルのない日本』白洲次郎』の今日的意義

森松 幹治 2014. 9

#### はじめに

2012年12月衆議院選挙に続き、2013年7月参議院選挙にて自民党は圧勝した。選挙後、「日本国憲法第96条の憲法改正発議要件を衆参両議院の総議員の過半数に緩和する」企てを、自民党とそれに同調する政党が主張したが、多くの国民の反撃に遭って挫折した。

2014年2月に入り、「憲法解釈の変更により、他国のために戦争に加わる「集団的自衛権」行使を可能とする」について、検討に入ると安倍首相が表明した。この閣議決定をめぐって、難色を示す与党公明党のとの間で現在調整が続いている。「集団的自衛権」行使は憲法第9条違反の疑いがあるため、国を挙げた大議論が巻き起こっている。

「集団的自衛権」行使について、日本国憲法成立の経緯に深く関与した白洲次郎の事績を表した『プリンシプルのない日本』白洲次郎』をもとに、その今日的意義を考える。

#### 目次

1 現自公政権の2013参議院選挙公約違反と安倍首相発言の立憲主義否定と日本国憲法違反	3
1.1 現自公政権の2013参議院選挙公約違反	
(参考1) 集団的自衛権の行使容認に反対する決議	
1.2 安倍首相発言の立憲主義否定と日本国憲法違反	
(参考2) 立憲主義の見地から憲法改正発議要件の緩和に反対する決議	
(参考3) 抗議声明 3181名の学者の抗議声明 特定秘密保護法の強行可決に強く抗議します	
2 日本国憲法、立憲主義に関する資料	7
日本国憲法	
立憲主義とは —権力の濫用を阻止するために—	
国家権力の暴走をくい止める「最後の鎖」として、憲法は誕生した	
3 憲法9条の制約を逃れるために、自衛隊海外派遣が拡大解釈されてきた経緯	9
4 『プリンシプルのない日本』白洲次郎』に関する資料	10
日本国憲法が成立するまで——日本政府とGHQ間の交渉過程で、白洲次郎(1902-1985)は終戦連絡中央事務局の参与として憲法の成立に立ち会った	
蛙の考え	
頬冠りをやめろ——占領ボケから立ち直れ——もう一度戦争責任を考えよ	

おくりもの憲法を改正せよ  
保安隊と国家経済  
もっと安保を考えよう  
骨のある奴はいない  
砂川事件\*1 の背後  
プリンシプルのない日本  
新憲法は押しつけ  
白洲次郎の真情  
宮沢喜一(2019-2007:元首相)の人物評

5 まとめ ..... 16

「『プリンシプルのない日本』白洲次郎」をもとに、その今日的意義を考える。

太平洋戦争開戦から敗戦処理まで

戦争責任を考えよ

新憲法制定までの経緯

制定直後から憲法 9 条の形骸化が始まった

憲法 9 条の制約を逃れる為政者の様々な言い換え

参考資料 ..... 18

# 1 現自公政権の 2013 参議院選挙公約違反と安倍首相発言の立憲主義否定と日本国憲法違反

## 1.1 現自公政権の 2013 参議院選挙公約違反

選挙公約は、政党が選挙を前に国民と取り交わすものである。2012 年末の衆議院選挙にて自公政権が復権した。翌 2013 年参議院選挙の選挙公約の「さあ、外交・防衛を取り戻そう。」・「戦略的外交の展開」4 項目の中に、現在話題となっている「解釈改憲による集団的自衛権」行使の記述が全くない。選挙前になかったものを選挙後政権について持ち出すなどは明白な選挙公約違反であり、選挙民を裏切る行為である、

資本主義経済において、重要な商取引は、互いに契約書を取り交わすことによって成立する。万一、一方が契約書に違反した場合、厳正に追及され、法に照らして処罰を受ける。その理由は「契約書を一字一句、文字どおり守り通す」ことこそが、資本主義を奉ずる民主主義諸国が守るべき最低限の規範であるからである。

幾多の契約書のなかでも、選挙公約は国家と国民が交わす最高度のものである。

---

### (参考 1) 集団的自衛権の行使容認に反対する決議

当連合会は、2005 年 11 月 11 日の第 48 回人権擁護大会における「[立憲主義の堅持と日本国憲法の基本原理の尊重を求める宣言](#)」、そして 2008 年 10 月 3 日の第 51 回人権擁護大会における「[平和的生存権および日本国憲法 9 条の今日的意義を確認する宣言](#)」において、集団的自衛権の行使は憲法に違反するものであり、憲法の基本原理である恒久平和主義を後退させ、全ての基本的人権保障の基盤となる平和的生存権を損なうおそれがあることを表明した。

集団的自衛権とは、政府解釈によると「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」である。これまで政府は、憲法第 9 条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないとしてきた。

ところが、現在、政府は、この政府解釈を変更して集団的自衛権の行使を容認しようとする方針を打ち出している。また、議員立法によって国家安全保障基本法を制定しようとする動きもある。

しかしながら、自国が直接攻撃されていない場合には集団的自衛権の行使は許されないとする確立した政府解釈は、憲法尊重擁護義務（憲法第 99 条）を課されている国務大臣や国会議員によってみだりに変更されるべきではない。また、下位にある法律によって憲法の解釈を変更することは、憲法に違反する法律や政府の行為を無効とし（憲法第 98 条）、政府や国会が憲法に制約されるという立憲主義に反するものであって、到底許されない。

戦争と武力紛争、そして暴力の応酬が絶えることのない今日の国際社会において、日本国民が全

世界の国民とともに、恒久平和主義の憲法原理に立脚し、平和に生きる権利（平和的生存権）の実現を目指す意義は依然として極めて大きく、重要である。

よって、当連合会は、憲法の定める恒久平和主義・平和的生存権の今日的意義を確認するとともに、集団的自衛権の行使に関する確立した解釈の変更、あるいは集団的自衛権の行使を容認しようとする国家安全保障基本法案の立法に、強く反対する。

以上のとおり決議する。

2013年5月31日 日本弁護士連合会 転載

---

## 1.2 安倍首相発言の立憲主義否定と日本国憲法違反

最近の安倍首相の解釈改憲で「集団的自衛権」行使が可能とする認識からくる発言が、「憲法が国家権力を縛る」という今日の立憲主義の到達点から大きく逸脱している。

- ・「国家権力を縛るものだという考え方があるが、それはかつて王権が絶対権力を持っていた時代の主流的思考だ」

2014. 2. 3 予算委員会での生活の党・畑浩治氏に対する安倍首相の答弁

- ・「(憲法解釈の) 最高の責任者は私だ。政府答弁に私が責任を持って、その上で私たちは選挙で国民の審判を受ける。審判を受けるのは内閣法制局長官ではない。私だ」

2014. 2. 13 予算委員会での民主党・笹原孝氏に対する安倍首相の答弁

日本国憲法は第十章 最高法規にて、憲法が最高法規であることを明言している。

第97条 [基本的人権の本質] この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類に多年にわたる自由獲得の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在および将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

→ 「基本的人権は、人類に多年にわたる自由獲得の成果」であるとの歴史認識が全く欠落している。

第98条 [憲法の最高法規性、国際法規の遵守] この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令又は一部は、その効力を有しない。

②日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

→ 「解釈改憲」などということ自体、遵守すべき憲法を自ら冒涇している。

第99条 [憲法尊重擁護の義務] 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負う。

→ 首相は内閣の国務大臣を代表し「憲法を尊重し、擁護する義務」を有する立場にありながら、誠実に遵守すべき本務を自ら放棄している。

---

(参考2)立憲主義の見地から憲法改正発議要件の緩和に反対する決議

憲法は、国家権力に縛りをかけ、国家権力の濫用を防止して国民の自由と権利を保障するために存在する（立憲主義）。国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義は、将来の世代にわたって永続的に受け継いでいかなければならない基本原理である。

日本国憲法が憲法改正の発議に国会の各議院の総議員の3分の2以上の賛成を必要とする特別多数決を要求している（憲法第96条）のは、この憲法の基本原理が時々の国家権力によって安易に変えられないようにするためである。この憲法改正手続条項は、憲法の最高法規性の宣言（憲法第98条）、違憲立法審査権（憲法第81条）及び憲法尊重擁護義務（憲法第99条）とともに、立憲主義を制度的に支える礎である。

ところが、近時、日本国憲法第96条の憲法改正発議要件を衆参両議院の総議員の過半数に緩和することを複数の政党が主張している。

そもそも国家権力の濫用を防止して基本的人権の侵害を防ぐためには、憲法の基本原理が時々の国家権力によってみだりに変えられないという保障が必要となる。憲法改正発議要件の緩和は、国民の代表である国会での熟議による合意形成の機会を奪い、時々の国家権力による恣意的な憲法改正に道を開き、立憲主義の土台を揺るがすおそれがある。

しかも、この度の改正提案は、まず改正要件を緩和して憲法改正のハードルを下げ、その後に憲法第9条をはじめ、国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義という基本原理の改正をも予定しているものであって、このような基本原理の改正につながる発議要件の緩和は到底容認しえないものである。

基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士・弁護士会で構成される当連合会は、日本国憲法の立憲主義を尊重し、基本的人権の擁護に力を尽くしてきた。当連合会は、憲法改正発議要件の緩和が立憲主義を根底から覆すおそれがあることを深く憂慮し、憲法第96条の改正提案に強く反対する。

以上のとおり決議する。

2013年10月4日 日本弁護士連合会 転載

---

## （参考2）抗議声明

### 3181名の学者の抗議声明

#### 特定秘密保護法の強行可決に強く抗議します

特定秘密保護法案は、憲法の定める基本的人権と平和主義を脅かす立法であり、日本の民主主義を戦後最大の危機にさらすものです。この法案に対して広く市民の間に反対や懸念の声がかつてなく広がったにもかかわらず、審議を尽くさないまま衆議院にひきつづき参議院においても強行採決が行われたことに、私たちは深い憂慮と強い憤りを覚え、この暴挙に対する抗議の意思を表明します。

特定秘密保護法は、指定される「特定秘密」の範囲が政府の裁量で際限なく広がる危険性を残

しており、指定された秘密情報を提供した者にも取得した者にも過度の重罰を科すことを規定しています。この法律によって、市民の知る権利は大幅に制限され、国会の国政調査権が制約され、取材・報道の自由、表現・出版の自由、学問の自由など、基本的人権が著しく侵害される危険があります。さらに秘密情報を取り扱う者に対する適性評価制度の導入は、プライバシーの侵害をひきおこしかねません。

民主政治は市民の厳粛な信託によるものであり、情報の開示は、民主的な意思決定の前提です。特定秘密保護法は、この民主主義原則に反するものであり、市民の目と耳をふさぎ秘密に覆われた国、「秘密国家」への道を開くものと言わざるをえません。

さらに、特定秘密保護法は国の統一的な文書管理原則に打撃を与えるおそれがあります。公文書管理の基本ルールを定めた公文書管理法が 2011 年に施行され、現在では行政機関における文書作成義務が明確にされ、行政文書ファイル管理簿への記載も義務づけられて、国が行った政策決定の是非を現在および将来の市民が検証できるようになりました。特定秘密保護法はこのような動きに逆行するものです。何が何でも特定秘密保護法を成立させようとする与党の政治姿勢は、思想の自由と報道の自由を奪って戦争へと突き進んだ戦前の政府をほうふつとさせます。

いったい今なぜ特定秘密保護法を性急に立法する必要があったのか、安倍首相は説得力ある説明を行いませんでした。外交・安全保障等にかんして、短期的・限定的に一定の秘密が存在することを私たちも必ずしも否定しません。しかし、それは恣意的な運用を妨げる十分な担保や、しかるべき期間を経れば情報がすべて開示される制度を前提とした上のことです。行政府の行動に対して、議会や行政府から独立した第三者機関の監視体制が確立することも必要です。

困難な時代であればこそ、報道の自由と思想表現の自由、学問研究の自由を守ることが必須であることを訴えたいと思います。そして「秘密国家」・「軍事国家」への道を開く特定秘密保護法案の強行可決に、私たちは学問と良識の名において強く抗議します。

2013 年 12 月 7 日 特定秘密保護法案に反対する学者の会 転載

浅倉 むつ子 (早稲田大学教授、法学)

池内 了 (総合研究大学院大学教授・理事、天文学)

伊藤 誠 (東京大学名誉教授、経済学)

上田 誠也 (東京大学名誉教授、地震学)

上野 千鶴子 (立命館大学特別招聘教授、社会学)

内田 樹 (神戸女学院大学名誉教授、哲学)

内海 愛子 (大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター特任教授、歴史社会学)

宇野 重規 (東京大学教授、政治学)

大沢 真理 (東京大学教授、社会政策)

小熊 英二 (慶応義塾大学教授、社会学)

小沢 弘明 (千葉大学教授、歴史学)

加藤 節 (成蹊大学名誉教授、政治学)  
加藤 陽子 (東京大学教授、歴史学)  
金子 勝 (慶応大学教授、経済学)  
姜 尚中 (聖学院大学全学教授、政治学)  
久保 亨 (信州大学教授、歴史学)  
栗原 彬 (立教大学名誉教授、政治社会学)  
小森 陽一 (東京大学教授、文学)  
佐藤 学 (学習院大学教授、教育学)  
佐和 隆光 (京都大学名誉教授、経済学)  
白川 英樹 (科学者・市民)  
杉田 敦 (法政大学教授、政治学)  
高橋 哲哉 (東京大学教授、哲学)  
野田 正彰 (元関西学院大学教授、精神医学)  
樋口 陽一 (東北大学名誉教授、憲法学)  
廣渡 清吾 (専修大学教授、法学)  
益川 敏英 (京都大学名誉教授、物理学)  
宮本 憲一 (大阪市立大学・滋賀大学名誉教授、経済学)  
鷲田 清一 (大谷大学教授、哲学)  
鷲谷 いづみ (東京大学教授、生態学)  
和田 春樹 (東京大学名誉教授、歴史学)

以上の 31 名を含む 3181 名 (2013 年 12 月 7 日 9 時現在)

ほかに賛同者 (院生・学生・市民) 746 名

---

## 2 日本国憲法、立憲主義に関する資料

### 日本国憲法

1945 年 8 月 15 日にポツダム宣言を受諾した日本政府は、そこに要求された「日本軍の無条件降伏」「日本の民主主義的傾向の復活強化」「基本的人権尊重、「平和政治」「国民の自由意思による政治形態の決定」などにより、事実上憲法改正の法的義務を負うことになった。

連合国軍占領中に連合国軍最高司令官総司令部の監督の下で「憲法改正草案要綱」がつくられ、その後の紆余曲折を経て起草された新憲法案は、大日本帝国憲法 73 条の憲法改正手続に従い、1946 年 5 月 16 日の第 90 回帝国議会の審議を経て若干の修正を受けた後、11 月 3 日に日本国憲法として公布され、その 6 か月後に施行された。

国民主権の原則に基づいて象徴天皇制を採り、個人の尊厳を基礎に基本的人権の尊重を掲げて各種の憲法上の権利を保障し、戦争の放棄と戦力の不保持という平和主義を定める。また国会・

内閣・裁判所の三権分立の国家の統治機構と基本的秩序を定めている。「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」の3つは、日本国憲法を特徴付ける三大要素と呼ばれることもある。

ウィキペディア百科事典「日本国憲法」抜粋

### 立憲主義とは —権力の濫用を阻止するために—

仏国のモンテスキュー（1689-1755）は、その名著『法の精神』（1748年）の中で「権力をもつものがすべてそれを濫用しがちだということは、永遠の経験の示すところである」と指摘。

米国の独立宣言の起草者で、のちの第三代大統領となったトーマス・ジェファーソン（1743-1826）は、こう明言した。「信頼は、どこでも専制の親である。自由な政治は、信頼ではなく、猜疑にもとづいて建設される。われわれが権力を託さなければならない人びとを制約的な憲法によって拘束するのは、信頼ではなく、猜疑に由来する。権力の問題においては、その故、人に対する信頼に耳を貸さず、憲法の鎖によって、非行をおこなわないように拘束する必要がある」

人間らしい生活は、政治のあり方、したがって権力のあり方にかかっている。国民の幸福のために政治がおこなわれるように、しっかりと工夫をしておくことが不可欠である。人類は、これまで、そのために不断の努力をしてきた。人類の歴史は、政治の面においては、権力の濫用を抑えてそれをより多くの国民に利益に役立つようにするための闘争の歴史であったといえる。その闘争の成果は、憲法にしたがって政治をしなければならないという原則、それが立憲主義である。

立憲主義の原則は、米国の独立革命（1776年）やフランス革命（1789年）のような近代市民革命のなかで生み出されてきた政治の原則である。それは、政治と社会の根本的なあり方を国の最高法規である憲法に定めておき、その憲法にしたがって政治をおこなうという原則、つまり憲法に反するような権力の組織や行使を法的に無効なものとして排除しようとする政治のあり方を意味する。その要点は、憲法がはっきり認めている事柄と方法でしか、権力者は政治を行うことができないということである。

憲法読本 第3版 p5-p6 杉原泰雄 岩波ジュニア新書 2009/第6刷

### 国家権力の暴走をくい止める「最後の鎖」として、憲法は誕生した

英国の思想家トマス・ホブズ（1588-1679）は、近代国家を「リヴァイアサン\*」と呼んだ。

\*旧約聖書の「ヨブ記」に登場する怪物の名。

リヴァイアサンが立ち上がれば、神々でさえ戦慄して逃げ惑うという、どんな武器でも通用しない、まさに無敵の怪物で国家権力が自由に動き出したら、それをくい止める手だてはない。なにしろ近代国家には軍隊や警察をいう暴力装置があり、人民の手から財産を丸ごと奪うこともできる。さらに国家の命令ひとつで、人民は徴兵され、命を戦場に投げ出さなければならない。

リヴァイアサンとは、旧約聖書に登場する怪物の名前。旧約聖書の「ヨブ記」には、この怪物のことをこう記している。（新共同訳より）



口からは火炎が噴き出し火の粉が飛び散る。  
煮えたぎる鍋の勢いで鼻から煙が吹き出る。  
喉は燃える炭火口からは炎が吹き出る。  
首には猛威が宿り顔には威嚇がみなぎっている。  
筋肉は幾重にも重なり合いしっかり彼を包んでびくともしない。  
心臓は石のように硬く石臼のように硬い。  
彼が立ち上がれば神々もおののき取り乱して、逃げ惑う。  
剣も槍も、矢も投げ槍も彼を突き刺すことはできない。

日本人のための憲法原論 p 56- p 57 小室直樹 集英社 2013/5 刷

### 3 憲法 9 条の制約を逃れるために、自衛隊海外派遣が拡大解釈されてきた経緯

安保条約は対等ならざる占領下において締結された。それ以来、日本は建前上憲法の制約により戦力を有しない国として世界に表明し、今日に至っている。憲法 9 条の制約を逃れるために、自衛隊海外派遣がなし崩し的に拡大解釈されてきた経緯は次のようになる。

各自衛隊は、設立当初より日本国憲法第 9 条の制約があり、専守防衛のための「必要最少限度の実力」として整備が進められた。海外展開能力は、それを超えるものとして忌避され、政府としても海外展開を行なわないようにしてきた。発足直前の 1954 年 6 月 2 日には、参議院で「自衛隊の海外出動を為さざることにに関する決議」（自衛隊の海外出動をしないことにに関する決議）がなされた。1958 年には、国際連合レバノン監視団に停戦監視要員として自衛官 10 人の派遣を要請されるも、自衛隊法や防衛庁設置法に抵触する恐れがあるとして要請を断っている。

冷戦の後期になると、アメリカ軍に限った海外での共同演習が行なわれるようになり、海上自衛隊が 1980 年から環太平洋合同演習に参加している。冷戦の終結や好景気を背景とした日本の海外進出の進展による国民意識の変化などもあり、1991 年に自衛隊の実任務として初めて掃海部隊の自衛隊ペルシャ湾派遣を行うこととなる。これを嚆矢に、武力紛争に巻き込まれる恐れが少ない地域を中心に、救難、輸送、土木工事などの後方支援（兵站）、司令部要員などへ、非武装ないし軽武装の要員・部隊を派遣するようになった。しかし、直接の戦闘は経験していない。

これまでの自衛隊の海外派遣は、直接の武力行使を目的とせず、復興支援、地雷・機雷などの除去、災害救助、アメリカ軍の後方支援などを目的とする。

ウィキペディア百科事典 「自衛隊海外派遣」概要の一部を抜粋

これまでアメリカはベトナム戦争（1960-1975）に介入して敗退。アフガニスタン紛争（1978-1989）、湾岸戦争・イラク戦争（1990-）と続き泥沼化している。その間、当事国

の人命（非戦闘員の婦女子を含み）財産の多大な損害を与えた。その間アメリカは軍事支出を増大したため国力が消耗し、現在世界の警察官としてきた威信は大きく低下している。

武力による戦争や紛争の解決が、いかに困難か改めて証明されてきた。日本は、幸いなことに憲法9条の制約により「武力」は持つが行使しないにより戦死者がでていない。

---

#### 4 『プリンシプルのない日本』白洲次郎に関する資料

副題「カントリー・ジェントルマンの戦後史—白洲次郎直言集」新潮社文庫発行 2006/8 刷

これは文芸春秋他の雑誌に本人が書いた時評をまとめた『プリンシプルのない日本』（初出メディア総合研究所 2001）に、新潮社が再版したもの。白洲次郎自身は自らの著書を表していない。同書にはGHQとの交渉過程での重要な証言が記載されている。

#### 日本国憲法が成立するまで——日本政府とGHQ間の交渉過程で、白洲次郎 1902-1985)は終戦連絡中央事務局の参与として憲法の成立に立ち会った

白洲次郎は兵庫県芦屋市に実業家の二男として生まれ、神戸一中に入学し卒業後、ケンブリッジ大学に留学した。滞英9年の後、1928年父の事業が昭和金融恐慌の煽りをうけて倒産したため帰国を余儀なくされた。その後、セール・フレイザー商会を経て1937年、日本食糧工業（後の日本水産）に勤務した。その間、海外に赴くことが多く、駐イギリス特命全権大使だった吉田茂（後の首相 1878-1967）の面識を得た。

敗戦後、1945年外務大臣に就任した吉田の懇請で終戦連絡中央事務局の参与になる。白洲はイギリス仕込みの英語で主張すべきところは頑強に主張し、GHQ（General Headquarters の略）民政局のホイットニーに「従順ならざる唯一の日本人」と言わしめた。吉田茂の片腕として、白洲次郎はマッカーサーのGHQとの交渉からサンフランシスコ講和条約の締結までの日本外交を、一身に背負う気概をもっていた。

ケンブリッジ・クレーカレッジにて中世史を専攻、ジョン・メーナード・ケインズ経済学者（1883-1946）の講義を受ける。

ウィキペディア百科事典「白洲次郎」一部加筆

「風の男 白洲次郎」 青柳恵介 新潮社文庫 2008 年/38 刷 p 52 p 55

#### 蛙の考え

日本という国は、敗戦に結果ペシャンコになった国なので、経済的には破産し、政治的には生まれ出ざる悩みをやっている最中のように思われる。しかし、現在我々がこういう状態にいることを、国民が自覚しているだろうか。ことに政治経済の指導者連中が、全部こういう認識で行動しているだろうか。

今年こそは、こういう認識が外に込みでるようにやって行きたいものだ。政治も、経済も、もっと冷静に筋の通ったことをやって貰いたい。残念ながら筋の通らぬことが余りに多すぎる。最近に一例を言う——これは敗戦という革命時期を経過して来た日本だという認識の足りなさから来る一例であって—後略

(「週刊朝日」1953年1月号) から『プリンシプルのない日本』p92に転載

### 頬冠りをやめろ——占領ボケから立ち直れ—もう一度戦争責任を考えよ

吾々の時代にこの馬鹿な戦争をして、元も子もなくした責任をもっと痛烈に感じようではないか。日本の経済は根本的の立直しを要求していると思う。恐らく吾々の余生の間には、大した好い日を見ずに終わるだろう。それ程事態は深刻で前途は茨の道である。然し吾々が招いたこの失敗を、何分の一でも取り返して吾々の子供、吾々の孫に引き継ぐべき責任と義務を私は感じる。

(「文藝春秋」1953年6月号) から『プリンシプルのない日本』p107に転載

### おくりもの憲法を改正せよ

一般的に云って、憲法を改正するということが自体私は賛成である。現在の新憲法は占領中米国側から「下しおかれた」もので、憲法は国民の盛り上がった意志でつくることが本質と思う。占領もすんで独立を回復した今日、ほんとの国民の総意による新憲法が出来るのが当然ではないか。長く大事に持っているものは、人から貰ったものより自分自身苦心してつくったものに限る。

(「文藝春秋」1953年7月号) から『プリンシプルのない日本』p120に転載

### 保安隊と国家経済

保安隊\*が戦力かどうかとか侵略が直接か間接かとか誠に我々国民には不可解なことである。目下の保安隊が戦力であろうがなかろうが、軍隊であるか警察力であるかはさておき、この保安隊なる一種の不可思議な存在を増強すると政府はいうが、—中略— 保安隊の法律的殊に憲法上の疑義も勿論はっきりして貰いたい。

\*自衛隊の前身。1950年、GHQの意向で警察予備隊が発足。52年に保安庁・海上警察隊が発足し、同年10月には警察予備隊を保安隊と改称。54年、MSA協定(アメリカは日本に兵器その他を援助し、日本は防衛力増強とアメリカに便宜を供与することを定めた協定。アメリカの相互安全保障法(略称MSA)に基づいたのでこの名がある)

(「文藝春秋」1954年1月号) から『プリンシプルのない日本』p132に転載

### もっと安保を考えよう

私が政府であるならば、私は国民にいうだろう。安保を廃止して自分のふところ勘定で防衛をすれば、いくらかかる。この費用は当然国民の税金から出てくるのだから、国民の所得税は〇〇パーセント増加、物品税は〇〇パーセント増加、云々と。なぜもっと具体的な数字でというより、

自分で防衛をやったらいくら税金がふえると国民に説明しないのか。税金がふえて、我々の生活がいまよりぐっと苦しくなっても、なお外国の軍隊を国内に駐留させるよりもいいというのが国民の総意なら、安保など解消すべし。

(「諸君！」1969年9月号) から『プリンシプルのない日本』p221に転載

## 骨のある奴はいない

占領行政のやり方は建前としては日本政府がやり、重要なことはGHQから最高司令官の名において指令し、外のことはGHQが助言するということであった。然し事実は事こまかに、あらゆることに、人事に至るまでGHQが指示し干渉した(干渉ということは彼等が当時の主権者代表であったのだから、正確にいうと干渉ではなかったのかも知れぬ)。内閣の閣員に人選は勿論のこと、各省の課長係長も無能だとか何とか難癖をつけて、へいへいと言わない奴は余程の幸運でしぶとい奴以外は現職から飛ばされた。閣員として一応の御眼鏡にかなっても、無条件降伏を地で行かぬ連中は排除された。石橋前大蔵大臣もこの一人だった。—中略—

占領当初は日本の役人にも中に芯の強いのがいて、殺されても嫌だなんていう頼もしいのもいた。一人飛ばされ二人消えて段々と稀になってしまった。—中略—

大体GHQにやってきた大部分の人々は、自分の国で行政の行位やった経験のある人はいたかも知れぬが会ったことはなかった。無経験で若気の至りとでも言う様な、幼稚な理想論を丸のみにして実行に移していった。憲法にしろ、色々の法規は米国でさえ成立不可能な様なものをどしどし成立させ益々得意を増していった。一寸夢遊病者の様なもので正気かどうかも見当もつかなかったし、善意か悪意かの判断なんてもっての外で、ただはじめて化学の実験をした子供が、試験管に色々の薬品を入れて面白がっていたと思えばまあ大した間違いはなかりう。

(「文藝春秋」1954年臨時増刊号) から『プリンシプルのない日本』p169 p170-p171に転載

## 砂川事件\*1の背後

大体安保条約\*2なるものは、占領中に独立回復後に発効すべきものを作成したので、如何にこの条約の交渉だけは無条件降伏の範囲外との仕掛けであったにしろ、後口に何か嫌なものを残したという感じをもつのは私だけではないだろう。アメリカ軍の駐留が独立後、必要であったのなら、占領軍の撤退を独立回復後2月なり3月の期間に限定して、その間にこの条約の締結を交渉した方が余程スッキリしていた。後日の歴史家は、この条約もアメリカが占領中に無理槍に日本に残したことは遺憾である。

又安保条約締結の必要に根本は、日本が全く無防備の国であるとの建前をとったことによると思う。十万とか二十万の「兵力」を持っている今日、その根本に重大な変化が来した以上、この条約の改訂も、おのずから取り上げられるのが当り前のような気がする。私は前から主張している様に真の友好関係はお互い裸になって付き合うにあらずんば生まれてこない。

アメリカはどんどん主張し、こちら側はおっかなびっくりで、何も云わない様なら、日を経る

にしたがって残るものはただ誤解と悪感情だけだ。政府も、殊更に外務省や駐米の大使館には、もっと勇敢に信念をもってアメリカに当たるべし。

\*1 米軍立川基地の拡張を巡って、安保条約と平和条約に基づく米軍駐留が、憲法前文及び九条に違反するかを問う裁判が行われた。東京地裁は違反すると認めた。2014年現在継続係争中。

\*2 日本国とアメリカ合衆国間で米軍の駐留を可能とする安全保障条約、いわゆる旧安保条約と呼ばれているものであり1951年9月8日の日本国との平和条約の同日に署名された。1960年に日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力による安全保障条約（新安保条約）発効に伴い、失効した。（1952年4月28日サンフランシスコ平和条約の発効により、占領が終了）

（「文藝春秋」1956年12月号）から『プリンシプルのない日本』p214に転載

## プリンシプルのない日本

新憲法は占領米軍によって強制的に国会を通過して成立したものであることは誰でも知っているはずだ。今や新憲法はどのようなと話毎日聞くが、新憲法の本質というか、それを貫いているプリンシプルは何かということ、考えてみた人は何人いるだろうか。占領軍からのお土産のデモクラシーも同じである。我々が現在声高らかに唱えている新憲法もデモクラシーも、単なる、かりものの域を脱しているとは思わない。我々のほんとの自分のものになっているとは思わない。新憲法なりデモクラシーがほんとに心の底から自分のものになった時において、はじめて「戦後」は終わったと自己満足してよかろう。

これで思い出すことは、プリンシプルのことだ。プリンシプルは何と訳してよいか知らない。原則とでもいうのか。日本も、ますます国際社会の一員となり、我々もますます外国人との接触が多くなる。西洋人とつき合うには、すべての言動にプリンシプルがはっきりしていることは絶対条件である。日本も明治維新前までの武士階級等は、総ての言動は本能的にプリンシプルによらなければならないという教育を徹底的にたたきこまれたものらしい。小林秀雄が教えてくれたが、この教育は朱子学の影響によるものとのことである。残念ながら、我々日本人の日常は、プリンシプル不在の言動の連続であるように思われる。

（「諸君！」1969年9月号）から『プリンシプルのない日本』p217に転載

## 新憲法は押しつけ

米国も我国に、我国の憲法を押しつけた弱みはあると思う。このすなおさはまた米国人の魅力の筆頭であると私は昔から思っている。このことについて残念なのは憲法調査会の報告である。憲法調査会は憲法が出来上がるまでの事実を調査したはずである。私も参考人として呼び出される憂目にあったが、一中略—あの報告の第一章はこの憲法は占領軍によって強制せられたものであると明示すべきであった。歴史上の事実を都合よくごまかしたところで何になる。後年そのごまかしが事実と信じられるような時がくれば、それは本当に一大事であると同時に重大な罪悪であると考えて。—一中略—

日本側からおそろおそろ提出した憲法改正案には目もくれず、彼らの手になった新憲法案を日本政府に強圧したことは間違いない事実である。 —中略— 新憲法のプリンシプルは立派なものである。主権のない天皇が象徴という形で残って、法律的には何と云うのか知らないが政治の機構として何か中心がアイマイな、前代未聞の憲法が出来上がったが、これも憲法などにはズブのしろうとの米国の法律家が集まってデッチ上げたものだから無理もない。しかし、そのプリンシプルは実に立派である。マッカーサーが考えたのか幣原総理が発明したかは別として、戦争放棄の条項などその圧巻である。押し付けられようが、そうでなかろうが、いいものはいいと素直に受け入れるべきではないだろうか。

（「諸君！」1969年9月号）から『プリンシプルのない日本』 p224-p226 に転載

また、白洲は講和条約が成立した段階で天皇の退位を考えていたようである。「『朕戦いを宣す』といった後の処理がついていないのですよ。僕はサンフランシスコで平和条約の調印があったときに、これがひとつの機会だ、これを逸すれば『朕戦いを宣す』の終わりをつけられないと、盛んに理屈をいったけれども、それは実現しなかったのです。」（『昭和政治経済史への証言』下）とも語っている。おそらく、この点では白洲は吉田と鋭く対立したはずである。

「風の男」白洲次郎 第5章 p168 青柳恵介 新潮社文庫 2008年/38刷

## 白洲次郎の真情

白洲次郎の口から時に *noblesse oblige*\* という言葉を発せられたことを証言する人は多い。一般的なこととして言えば、どんな生まれ育ちがよい人間でも、日本人が *noblesse oblige* と言いながら、一種の使命感をもった素振りをされたら、何とも気障で歯の浮く印象を与えるだろう。

しかし、白洲次郎の生涯を眺めわたしたとき、彼が身をもって実行し、己を律し、さらに高い立場にいる人間を容赦なく叱りつける際の言葉として浮かんでくるのは、不思議なことにさりと気障な衣装を脱ぎ捨てた、この *noblesse oblige* という言葉である。おそらく彼は、この語を受動的に解することはせず、きわめて攻撃的な語として用いたのである。十年近くイギリスに留学し、ベントレーやブガティを乗り回す生活をしていたという特権を、何らかの *noblesse oblige* として社会に還元せねばならぬというふう考えたはずである。

\*（語源フランス語）高貴なるものは義務を負う。

後年、彼の交友関係の伝を頼んでやってくる人間が便宜をはかってもらった礼に金品を持参したりすることがあると、次郎は「馬鹿野郎、俺は大金持ちなんだ。そんなものは貰えるか」と怒鳴りつけるのが常だったという。その乱暴な言葉の裏側にも *noblesse oblige* の攻撃性は一つの思想として生きていたというべきであろう。また、白洲次郎と交わりを持ったほとんどの人が言を一にして述べることは、彼は権力を笠にしていぼっている人間に対して、動物的ともいうべきムキ出しの闘志をもって挑みかかる様子である。

また、彼は晩年まだ若い人間がゴルフ場などで横柄な態度をとっているのを見つけると、つかつかと近よって襟首をつまみ上げた。そして回りの人間に「昔は、ゴルフ場にはうるさいジイサ

ンがいて、俺なんかがウイークデーにゴルフに行くと、若いくせにウイークデーにゴルフなんかやるんじゃないと叱られたもんだ」と語ったという。

「風の男」白洲次郎 第5章 p64- p66 青柳恵介 新潮社文庫 2008 年/38 刷

### 宮沢喜一(2019-2007:元首相)の人物評

このアメリカ訪問以降様々な面で白洲から強い影響を受けたというが、白洲の口から常に「プリシプル」という言葉を発せられたこと、日本は戦争で負けて新しい国になったのだから、従来の考えを徹底的に捨てろと言われたこと。為政者は、占領者に占領されたといえどもアメリカに対しては強い態度で接触すべきであると言われたことが忘れられないという。

「風の男」白洲次郎 第5章 p161 青柳恵介 新潮社文庫 2008 年 /38 刷

「一言でユニークな人でした。あんなユニークな人は後にも先にも会ったことはない。吉田茂さんにもずけずけものをいい、池田勇人（後の首相 1899-1965）さんはじめは、「聞きしまさる嫌な奴だ」と言ったぐらい。「吉田側近」ではなく「従順でない側近」でした」。

「（白洲は）自分は必要以上にやっているのだ。占領軍の言いなりになったのではない、ということを見せるために、あえて極端に行動しているのだ。為政者があれだけ抵抗したということが残らないと、後で国民から疑問が出て、必ず批判を受けることになる」と語っていた。

（白洲の）吉田さんに対しても厳しかったし、外務省に対する批判も多かった。吉田さんに「講和会議が終わったら辞職しなさい」とまで言ったのだから、相当なものです。いうなれば「従順でない側近」。そんな存在は政治の世界では稀でしょうね。そういう人を吉田さんも辛抱して使っていたのだから偉いものです」。

「宮沢喜一の証言 白洲次郎」 平凡社 1999 年

若くしてケンブリッジに留学し、滞英9年、「この歳月の中に白洲次郎は白洲次郎になった」と著者はいう。そこに出た人間は「プリミティヴな正義感」につき動かされる「生粋の野蛮人」と評された。しかしこの孤高の精神は「一種独特の清潔感、そして潔癖さに裏打ちされた意志の強さのようなもの」を備え、次第に周囲にその本領を認めさせてゆくのである。—中略—

ひと口にいえば、人間として立派であった。およそ遺徳を偲ばれるには、地位や財産などではなく、人間性そのものに根差すなにかがなくてはならない。

この人にはそれがあった。毅然とした反骨精神というか、強者に追従しない独立心である。書中に詳しいが、全能の占領軍司令部を相手取って、一步も退かなかったいくつかの挿話からそのことは納得できよう。とくに憲法改正をめぐるやりとりが興味深い。—中略—

「物事の筋を通し、プリシプルを重んじ、自説をまげぬ」という強靱な人生は、白洲次郎な

ればこそ許された。他人に真似てすぐ世間に通用するというわけにはゆかない。人間としての優しき、しなやかさ、ユーモアというような表とは対照的な心情を内に秘めていてこそ、活きた値打ちが出る。

「風の男」白洲次郎 天衣無縫の気概 p 218-p 219 青柳恵介 新潮社文庫 2008 年 /38 刷

## 5 まとめ

### 「集団的自衛権」行使について

#### 『プリンシプルのない日本』白洲次郎』をもとに、その今日的意義を考える

「集団的自衛権」行使の論議をする上で、それ発端となった太平洋戦争末期から敗戦、日本国憲法制定までの経緯に遡って検証する必要がある。

日本国憲法は 1946 年 11 月 3 日公布され、その 6 ヶ月後に施行された。当時はまだ占領下にあり、完全な効力を有していなかった。憲法（以降この名称）が完全に効力を有するようになったのは、その 5 年後 1952 年 4 月 28 日サンフランシスコ講和条約の発効により、占領が終了したときということができる。（安保条約 1951 年 9 月 8 日発効）

『プリンシプルのない日本』白洲次郎』の中には、今日にも通用するような言葉が数多い。また言動について、後世の歴史家の目を意識しているふしがみられる。

白洲次郎はイギリス滞在中に、日本の「武士道」を加味した「プリンシプル」と上流階級の英国人が持つ「ノーブレス・オブリジュー」を合わせ持つ精神を体得したものと思われる。国際感覚を身に着けた白洲次郎は、その精神で占領軍と対等の交渉を行った。

「曰く、われわれは戦争に負けたが、奴隷になったのではない」

### 太平洋戦争開戦から敗戦処理まで

第二次世界大戦は、ドイツ、日本、イタリアの三国同盟を中心とする枢軸国陣営と、イギリス連邦、フランス、ソビエト連邦、アメリカ、中華民国などの連合陣営との間で戦われた全世界的規模の大戦争だった。1939 年 9 月のドイツ軍によるポーランド侵攻と続くソ連軍による侵攻、仏英による対独宣戦布告とともにヨーロッパ戦争として始まった。1941 年 12 月の日本と米英との開戦によって、戦火は文字通り全世界に拡大し、人類史上最大の大戦争となった。

天皇が『朕戦いを宣す』とあって戦いが始まった。戦争による死傷者は軍人（朝鮮人、台湾人を含む）約 212 万人、本土民間人が約 50 万人から約 100 万人、日本軍による東アジア地域の民間人の殺戮が約 2 千万人。戦前は天皇主権、戦争責任が問題になる。白洲は最高責任者が何等かの責任をとることが敗戦処理になると考えた。そのひとつが講和条約締結を機に天皇が退位するという提案だった。これが吉田首相に受け入れられなかった。



仮に天皇が勇気をもって退位を聖断したならば、自らが責任の取り方の見本を見せることで官民の責任の取り方に大きな影響を与え、歴史は違った展開をみせたかもしれない。

### 戦争責任を考えよ

当時の戦前戦中世代の戦争責任について、白洲は次のようにいっている。「吾々の時代にこの馬鹿な戦争をして、元も子もなくした責任をもっと痛烈に感じようではないか。吾々が招いたこの失敗を、何分の一でも取り返して吾々の子供、吾々の孫に引き継ぐべき責任と義務を私は感じる」

### 新憲法制定までの経緯

新憲法制定までの経緯をみると、白洲のいうように「下しおかれた、おくりもの憲法」、「新憲法は押しつけ」の一面は確かにある。そして、憲法調査会報告には「この憲法は占領軍によって強制せられたものであると明示すべき」だった。そして「占領がすんで独立を回復した今日、国民の盛り上がった意志で憲法をつくることが本質」ともいう。

また、新憲法について次のようにも言っている。「新憲法のプリンシプルは実に立派なものだ。戦争放棄の条項などはその圧巻である。押し付けられようが、そうでなかろうが、いいものはいいと素直に受け入れるべきではないだろうか」

### 制定直後から憲法9条の形骸化が始まった

憲法制定直後から、憲法9条 [戦争放棄、戦力の不保持、交戦権の否認] の形骸化が始まった。日本を占領した占領軍の意図は、日本が戦争に駆り立てた軍国主義を一掃して二度と復活ができなくし、日本を民主的な国家につくりかえるものだった。

戦中連合国のアメリカを中心とする資本主義・自由主義陣営とソビエト連邦を中心とする共産主義・社会主義陣営間とが、戦後、互いの覇権をめぐって鋭く対立した。これが東西冷戦の始まりである。共産化された中国に続き、1950年朝鮮半島で朝鮮戦争が勃発した。

それに伴い日本は、東アジアでソ連に近い軍事行動できる重要な拠点として注目された。日本国憲法は、サンフランシスコ講和条約締結 1952年4月28日に発効となり、その前年占領下の1951年9月8日に旧安保条約が締結された。1959年3月30日東京地裁で日米安保条約に基づく米軍の駐留を憲法違反とする判決（砂川事件・伊達判決）がでた。翌1960年5月新安保条約批准を巡る特別委員会の強硬採決に国民は猛反発。大規模な全国的な「安保闘争」が展開され、闘争が激化した。同法案は衆議院にて強硬採決により可決、参議院の審議を待たず自然成立（憲法61条）。7月岸内閣は混乱の責任をとって総辞職した。

新安保条約はその期限を10年とし、以後は締結国からの1年前の予告により一方的に破棄出来ると定めた。また同時に締結された日米地位協定によりその細目を定めている。日米地位協定では日本がアメリカ軍に施設や地域を提供する具体的な方法を定めるほか、そ

の施設内での特権や税金の免除、兵士・軍属などへの裁判権などを定めている。当条約は締結後 10 年が経過した 1970 年（昭和 45 年）以後も破棄されておらず、現在も効力を有している。

安保条約は、旧安保条約が占領下で日本政府が引き続き米軍の駐留を希望するという形式をとったものだった。そのため、米軍の意識下に半占領、日本側からは米軍に半従属という側面が残ったのは否めない。その結果、本土や沖縄の基地の特権的借用や軍属の基地周辺市民に対する犯罪を招き、この従属関係が日本人の独立心を大きく損ねている。

### 憲法 9 条の制約を逃れる為政者の様々な言い換え

憲法 9 条によって、為政者はその正当性を主張するために、煩雑な言い換えを行っている。その戦力は自衛力と言い換え、軍隊は当初の警察予備隊から保安隊となり、兵隊は現在自衛官、兵器はなんというのか、軍隊海外派兵は自衛隊海外派遣。ついに軍隊は防衛省が所轄する堂々たる軍備をもった自衛隊となった。まさに小さく生んで大きく育ててしまった。言い換えは他にもある。敗戦は終戦、占領（軍）は進駐（軍）など。

「言い換え」ということは、いうことに自信がないため、後ろめたさがあるからである。為政者が国民に対して使う言葉のなんと軽いことか。古来日本は言霊といわれ、原初より言葉には真実がこもっていた。真実に目をふさぎ、その時々 of 事柄を目くらますために「言い換え」たとすれば、それは大きな間違いである。国民は真実を知っている。安倍首相の「日本を取り戻す」、「戦後レジーム（戦後体制）からの脱却」の言葉がいかにかに空々しいか。言葉に真実がこもっていない。このような真実を直視して伝えない為政者が国民に信を問うことができるだろうか。真実を伝えられない為政者をもった国民は不幸である。

以上、様々な言い換え延長線上に、さらに大きく逸脱した安倍首相主導の「集団的自衛権」行使の主張が、いかに立憲主義否定と日本国憲法違反に相当するかを、これまでの検証で明らかにした。真に国民の立場で憲法改正をしたいのであれば、立憲主義に則り、正面から憲法 96 条の [憲法改正の手続き] により国民にその所信を問うべきである。

この有様を「『プリンシプルのない日本』白洲次郎」に照らしてみると、泉下の白洲次郎はなんというだろうか。

以上

---

### 参考資料

日本国憲法改正草案 Q&A 増補版

[https://www.jimin.jp/policy/pamphlet/pdf/kenpou\\_qa.pdf](https://www.jimin.jp/policy/pamphlet/pdf/kenpou_qa.pdf)

現行憲法および自民党改憲案比較表

<http://www.dan.co.jp/~dankogai/blog/constitution-jimin.html>

憲法・新憲法草案 2012/2005 比較表 (全文)

<http://fuji9jo.ikidane.com/kenpohikaku2012a11.html>

秘密保護法とは 日本弁護士連合会 2014.3

<http://www.nichibenren.or.jp/activity/human/secret/about.html>

秘密保護法とは何か? ~その危険性と問題点~日本弁護士連合会 2014.3

[http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/committee/list/data/himitsuhogo\\_ga\\_140325.pdf](http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/committee/list/data/himitsuhogo_ga_140325.pdf)

9条の会アピール

<https://www.9-jo.jp/appeal.html>

---

### (参考)(集団的自衛権)国民目線の「安保法制懇」元法制局長官ら結成「解釈変更NO」

2014年5月29日

憲法解釈を変える形で集団的自衛権の行使を認めるのは「立憲主義の破壊に等しい」として、元内閣法制局長官や憲法、外交、安全保障の専門家ら12人が、「国民安保法制懇」をつくった。28日の結成記者会見で、首相の私的諮問機関「安保法制懇」の議論を「非現実的」と批判した。

会は、首相の安保法制懇に憲法学者が1人しか入っていないことや議論が尽くされていないことを問題視。主権者の立場で議論を広げる必要があると主張する。政府の憲法解釈を担う内閣法制局で長官を務めた阪田雅裕さんや憲法学が専門の東京大名誉教授、樋口陽一さんら委員が公開討論会などを各地で開き、夏ごろにも見解をまとめる。

阪田さんは記者会見で「国民にも定着している憲法解釈を、政権が軽々に変更するのは立憲主義の否定。意見を集約し、議論の結果を示したい」と述べた。阪田さんの3代前の長官、大森政輔さんも「憲法9条のもとで集団的自衛権は行使できないという結論を出し、これまで進んできた。安保法制懇の報告書で行使は問題がないとなれば、立憲主義が無視されることになる」。

政権が示した集団的自衛権行使の事例にも批判の声が上がった。

今の憲法解釈では、邦人を乗せて紛争地から避難する米艦船が攻撃されても防護できないという政府の説明に、元外交官の孫崎享(うける)さんは「米軍の飛行機と艦隊が助けに来るなどというシナリオは、どの大使館も持ってない。問題のすり替えだ」。

国連の平和維持活動(PKO)で活動する日本人やNGO職員を自衛隊が助けるため、という説明については、長年PKOに関わってきた伊勢崎賢治さんが「国連の部隊は、現地で働く文民を正当防衛という形で、国籍を区別せずに警護する」と述べ、政権の説明には現実味がないと指摘した。

憲法学が専門の慶応大名誉教授、小林節さんは「憲法9条は海外派兵は許していない。解釈変更で、自衛隊が米軍の補助役として世界に飛んでいくのはあり得ない」とし、「国民のものである憲法が首相に取り上げられる。泥棒と思っている」。

「[一票の格差](#)」問題で発言を続ける弁護士、伊藤真さんは「国民の十分な議論もなく、この国の形を変えてしまおうとするのは許せない。国民がテロの標的になるかも知れない」と強い懸念を語った。(川端俊一)

朝日新聞 2014. 5. 29 転載

---

白洲次郎の事績は、主に「『プリンシプルのない日本』白洲次郎」新潮社文庫と「風の男白洲次郎」青柳恵介 新潮社文庫に依った。前2書と相反するものが「白洲次郎の嘘」鬼塚英昭 成甲書房2013年12月に出版された。わたくしには両者の真偽を確かめる術はない。本小文は前書を是としてまとめたものである。